

健保ニュース

イマジカ健康保険組合

平成29年度予算をご報告します

平成29年度の予算と事業計画が、平成29年2月16日(木)に開催された組合会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

一般保険料率を前年度と同じ千分の98に据え置き編成した結果、経常収支差引額で30百万円の黒字予算となりました。

一方、介護保険料率につきましては千分の12より千分の16に改定することとなりました。これは急速な高齢化の進行にともない、介護費用が約10兆円まで膨らんだ介護保険制度を支えるための介護納付金の負担方法が変更され、当健康保険組合もその影響を受けたためです。

平成32年度にかけて段階的に負担増が予定されており、健康保険組合全体では1,100億円の負担増となる見込みです。

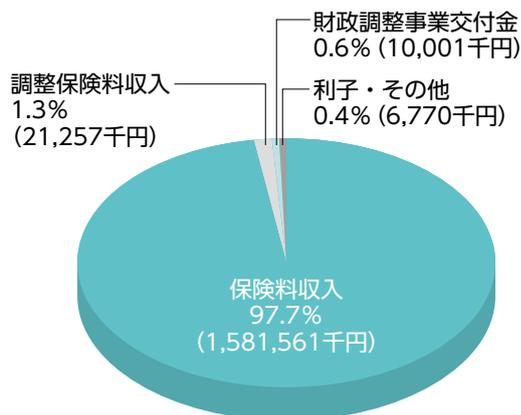
平成29年度につきましても、疾病予防や健康づくり、病気の早期発見・早期治療の喚起等に努めてまいりますので、当健康保険組合の事業運営に、いっそうのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

健康保険料率は98 / 1,000に据え置き、介護保険料率は16 / 1,000に改定

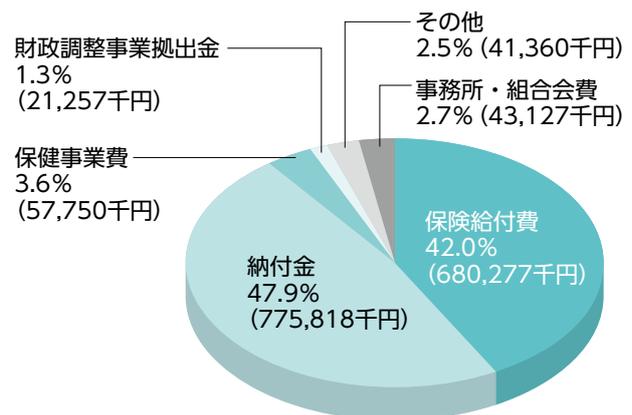
健康保険料率		98 / 1,000(本人 49 / 1,000)
介護保険料率		16 / 1,000(本人 8 / 1,000)
計	40歳以上	114 / 1,000(本人 57 / 1,000)
	40歳未満	98 / 1,000(本人 49 / 1,000)

収支の概要(一般勘定)

収入 合計 1,619,589千円



支出 合計 1,619,589千円



平成29年1月からスタート!

市販薬の購入で医療費控除が より受けやすくなりました

ご存じですか「セルフメディケーション」

セルフメディケーションとは、個々人が医療や薬の知識を身につけ、かかりつけ医のもと自身の健康管理をする一方、軽い体の不調は医療機関にかからずに、市販薬を上手に活用して症状をやわらげるなど、自分の健康は自分で積極的に守っていくことを意味します。

法的なバックアップとして、セルフメディケーション税制が創設され、市販薬を活用している人は、今までよりも医療費控除が受けやすくなりました。

医療費控除のしくみ

医療費控除とは、家族で支払った医療費の総額が、1月から12月までの1年間で10万円を超えたとき、税務署への申告によって超えた分にかかる所得税等が戻ってくる制度です。医療費控除を受けるには、申告に必要な書類をそろえて所轄の税務署に提出するほか、インターネット上で手続きをする方法もあります。

12,000円を超える市販薬の購入で税金が戻る!?

従来の医療費控除の特例として、一定の市販薬の購入金額が家族で年間12,000円を超えた場合、申告により超えた分にかかる所得税等が戻ってくる制度(セルフメディケーション税制)が平成29年1月よりスタートしました。

従来の医療費控除と異なるのは、対象者が健康増進や疾病予防のために、「一定の取り組みを行っている」という前提条件がある点です。還付申告を行う個人は、特定健診やがん検診、定期健診、予防接種を受けていることが必要です。

※特例と従来の医療費控除は併用することができません。該当する場合はどちらかを選択することになります。

対象購入期間	平成29年1月から平成33年12月31日
対象市販薬	かぜ薬や胃腸薬、関節痛の貼付薬など(パッケージの識別マークが目印)
申告書に添付する書類	対象市販薬を購入した際のレシート、定期健診や特定健診の結果、予防接種の領収書など、健康づくりや疾病予防の取り組みを行ったことがわかる書類

このマークが目印!

セルフメディケーション

税 控除 対象

例 対象となる市販薬の購入金額が1年間で18,000円の場合



例では12,000円を超える6,000円分が課税対象から控除されるため、6,000円にかかる税金が戻ってくるようになります。

※控除額の上限金額は88,000円です。88,000円を超えた場合は、88,000円が課税対象から控除されます。

(注)ここでいう家族とは、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族を指します。

詳しくは、国税庁ホームページ/厚生労働省ホームページをご覧ください。所轄の税務署にお問い合わせください。



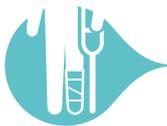
交通事故などで健康保険証を使うときは 健保組合に必ず連絡を!

第三者行為(交通事故、けんか、犬にかまれるなど、第三者から損害を受けた行為)による事故の治療に保険証を使用する場合は、必ず健保組合に「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。



健保組合が一時的に **医療費を立て替えます**

交通事故など第三者の行為が原因でのけがや病気にかかる医療費は、本来なら加害者が負担すべきものです。しかし、ケースによっては加害者との交渉が遅れることもあります。その間、治療を放っておけないので、保険証を使用して被害者が医療費総額の原則3割、健保組合が残りの7割を加害者に代わり立て替え、後日その分について、健保組合が加害者へ損害賠償を請求します。そのために必要なのが「第三者行為による傷病届」です。



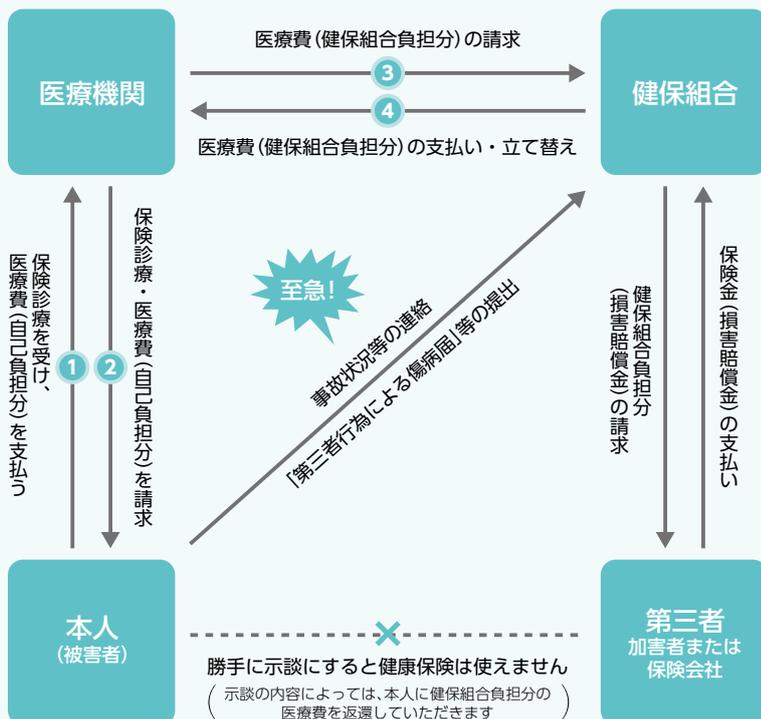
交通事故の場合は「**交通事故証明書**」等の提出も必要です

交通事故証明書は、自動車安全運転センターが発行しています。警察への事故の届出がないと発行されませんので、小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう。

交通事故証明書のもらい方

- 1 自動車事故が発生した都道府県の「自動車安全運転センター事務所」へ所定の郵便振替用紙を使って、事故証明書の交付を申請します。
※郵便振替用紙はどここの警察署でも備えついています。
- 2 交付申請の手続きが完了すると、センター事務所から申請者の住所または申請者が希望する住所へ証明書が送られてきます。

第三者行為による給付のしくみ



業務中あるいは通勤途上での けがや病気は 「**労災保険**」が適用されます

業務中や通勤途上の事故や災害によりけがや病気をしたときには、その傷病については労災保険(労働者災害補償保険)が適用され、健康保険は使えませんのでご注意ください。受診の際は、病院などの窓口で災害の原因を告げ、初診から労災保険を使用してください。患者自己負担なしで治療が受けられます。



健保組合は、皆さんの健康増進を バックアップします!!

イマジカ健康保険組合では、今年度も疾病予防や健康の保持増進のための幅広い事業を行います。
ふるってご活用ください。

主な事業を紹介します。詳しくはホームページをご覧ください。

項目	対象者	内容	自己負担額
健康診断	本人(全員)	必ず受診してください。29歳以下は定期健康診断(または一般健診)を、30歳以上は生活習慣病健診を受診してください。	0円
短期人間ドック	本人・家族(希望者)	受診年齢は40歳以上、かつ資格取得後6カ月が経過した方です。健康保険組合の補助を受けるためには事前の申請が必要となります(自己負担額は医療機関窓口へ納付となります)。	10,000円
主婦健診	主婦(全員)	全国に健診会場を設置して行います。各家庭には受診案内を郵送します。	0円
大腸がん検診	本人・配偶者(希望者)	急増している大腸がんの郵便検診方式。10月より申込開始の予定です。申込方法については健康保険組合ホームページ等にてお知らせいたします。	0円
単独婦人科健診	本人・家族(希望者)	単独で婦人科健診を行っているクリニックなどを活用した乳がん・子宮がん検診の費用を16,000円まで補助します。35歳以上の方が対象。健康保険組合の補助を受けるためには事前の申請が必要となります。今年度より乳がん検診は、マンモグラフィと乳腺エコーの同時受診を可能としました。	1人16,000円を 超えた部分
インフルエンザ予防接種	本人・家族(希望者)	平成29年10月1日からの接種について、1人1,500円を補助。予算の関係で1,000人までの適応となります。	1人1,500円を 超えた部分
ラフォーレ倶楽部	本人・家族(希望者)	会員名「総合会員」、会員番号「30158」。今年度より「利用連絡書」が廃止され、利用の際に宿泊フロントへ保険証等の身分証明書の提示が必要となりました。なお、「利用者リスト」の健康保険組合への提出は不要となりました。	会員料金
コナミスポーツクラブ	本人・家族(希望者)	コナミを身近に楽しんでもらうために、1回500円(月4回まで)を補助します。レジで自動計算されるので便利です。お近くのコナミで会員証を作りご利用ください(カード保険証と印かん持参)。	会員料金



春は異動のシーズンです

あなたの被扶養者に変更はありますか?

就職や結婚などご家族(被扶養者)に異動があったときは、5日以内に「健康保険被扶養者異動届」に保険証を添えて、事業所経由で健康保険組合に提出してください。なお、削除日以降に保険証を使用して診療などを受けた場合は、健康保険組合が医療機関に支払った医療費(自己負担分を除いた額)を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。